

## 第14期第 30 回

### 札幌市農業委員会総会議事録

日 時:令和7年12月22日(月) 午後4時

場 所:札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

# 第14期第30回 札幌市農業委員会総会

## 出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悅子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席
農地利用最適化 推進委員	川合 浩平	議案第2号の調査 員として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	現況証明について	
議案第3号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
議案第4号	目標地図の素案について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第5号	札幌市賃借料情報について	
報告第6号	地域計画の変更案に係る意見について	
報告第7号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第8号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第9号	現況証明について(事務局長専決)	

## 第14期第30回農業委員会総会 議事録

令和7年12月22日(月)

発言者	議事内容
議長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第30回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、委員から欠席の連絡がありませんでした。委員総数10名中、出席者10名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号11番の吉田委員と議席番号3番の藤井委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、議案4件、報告9件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号30-304番及び30-305番につきましては、所有権移転でございます。譲受人は小豆等を生産する農地所有適格法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。9月18日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、同法第3条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>また、9ページの報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、本件と関連いたしますので併せてご説明いたします。</p> <p>番号30-278番及び30-279番につきましては、当譲受人に売却するため合意解約した旨の通知があったものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「現況証明」について上程いたします。代表の川合推進委員から説明をお願いいたします。</p>
川合委員	<p>推進委員の川合です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>2ページの申請番号10-006番の中央区盤渓の件につきまして、11月6日に生野会長、松下推進委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については資料2の位置図をご覧ください。</p> <p>本件は、土地の登記面積18,579m<sup>2</sup>のうち、耕作している部分の2,780.70m<sup>2</sup>について、農地認定を求めているものです。</p> <p>申請地は、平成20年に非農地と判断された土地でしたが、平成31年に現所有者が土地を購入後、当該部分で耕作を始めました。今年からは牧草を播種し、放し飼いをしている牛の餌にしております。</p>

発言者	議事内容
川合委員	<p>申請地の状況ですが、牧草地として肥培管理されており、耕作の目的に供されていることが確認されましたので、「農地」として提案いたしました。</p> <p>続きまして、申請番号 70-028 番の西区西野の件につきまして、11月6日に生野会長、松下推進委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については、資料3-1の位置図をご覧ください。</p> <p>申請者は、昭和 45 年に相続で土地を取得し、芋や人参を作っていましたが、平成 26 年頃に首を痛めてからは耕作できなくなり、土地の一部は草刈り程度の管理をしているものの、農業利用はされておらず、10 年以上不耕作の状態で、今後も農業上の利用は見込まれない土地です。</p> <p>そのほか、申請地に係る調査内容は、資料3-2のとおりです。</p> <p>このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(1)の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから 10 年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで川合推進委員は退席されます。</p> <p>(川合推進委員 退席)</p> <p>続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号 20-617 番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号 20-618 番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はアスパラ等を生産する農家でございます。</p> <p>貸借期間は5年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号 60-605 番につきましては、新規の貸借権設定でございます。借主は枝豆やスイートコーン等を生産する予定の一般法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料4-1の位置図をご覧ください。8月 12 日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料4-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は2年間でございます。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>

発言者	議事内容
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「目標地図の素案」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>4ページの議案第4号「目標地図の素案」について、札幌市長より来年3月に公告される「地域計画」に係る目標地図の素案の提出依頼がありました。</p> <p>資料5-1から5-6をご覧ください。今回変更がある各地区の素案でございます。</p> <p>また、資料5-7及び5-8は今回の素案の変更一覧でございます。こちらに記載の内容に変更し、素案を作成しております。</p> <p>素案の提出後、地域計画案が策定されましたら、協議の場が開催され、農業委員会へも意見が求められます。</p> <p>この農業委員会への意見照会につきましては、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合は、事務局長による専決ができることとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第9号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、北区で1件、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に、6ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は4社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料6-1から6-4をご覧ください。</p> <p>いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>次に、7ページから8ページの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、10月27日の第28回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、9ページの報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」については、議案第1号でご説明したとおりでございます。</p> <p>次に、10ページの報告第5号「札幌市賃借料情報」につきまして、資料</p>

発言者	議事内容
振興係長	<p>7をご覧ください。</p> <p>農業委員会では毎年、過去1年間に締結された賃貸借契約の賃借料に関するデータを収集し、その情報を提供することとなっております。</p> <p>この資料は、令和7年1月から令和7年12月までに締結された農地の賃貸借を基に集計した賃借料情報で、地域別に平均額、最高額、最低額を10aあたりの金額で提供し、農地の賃貸借の際の目安としていただくものでございます。</p> <p>なお、この賃借料情報につきましては、データ件数などの様々な条件により、毎年変動いたしますので、参考として過去3年間の平均額、最高額、最低額の値をカッコ書きで記載しております。これらの情報につきましては、農業委員会のホームページでも情報提供を行っております。</p> <p>次に、11ページの報告第6号「地域計画の変更案に係る意見」について、10月27日の第28回総会で「地域計画」に係る目標地図の素案についてご審議いただいたところです。</p> <p>このたび、それを踏まえた「地域計画」の変更案について札幌市長から意見照会があり、内容を精査したところ、素案どおりに目標地図が作成されていることから、「意見なし」と回答したものでございます。</p>
農地係長	<p>続きまして、12ページの報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、白石区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、共同住宅に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に、13ページから14ページの報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、白石区で2件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、北区で1件、白石区で1件の届出がありました。</p> <p>これらの届出は、市街化区域内の農地を、店舗、駐車場、倉庫に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>最後に、15ページから17ページまでの報告第9号「現況証明」について、北区で6件、東区で8件、白石区で1件、厚別区で1件、豊平区で7件、清田区で1件、南区2件、西区で3件、合計29件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の報告について、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和8年1月26日、月曜日、午後3時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第31回総会は令和8年1月26日、月曜日、午後3時からいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

開始時間 午後4時00分 終了時間 午後4時20分